

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 3 月 31 日

雫石町長 深谷 政光

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

- 西安庭地域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

- 平成 27 年 2 月 9 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

- 経営体数 215

法人 1 経営体

個人 19 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- 担い手はあるが充分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- 今後、遊休農地を活用する場合や農業経営をリタイアする場合等、農地の出し手は、原則として農地中間管理機構を活用し、人・農地プランへ位置づけを行うことにより、農地の適切な管理を行うようにする。

6. 地域農業の将来のあり方

- 水稲はあきたこまちを中心とし、消費者の求める「安心・安全」な米作りを進め、農作業受委託から中心となる経営体に農地を集約し、生産の効率化を進める。
- 水稲を主体として野菜や繁殖牛の複合経営が盛んであるが、転作田に飼料作物を作付けることにより繁殖牛を増頭し、併せて野菜や花卉の導入拡大をしていくことで経営の安定化を図る。
- 地域内の農業法人や中心となる経営体を核として、後継者問題や冬場の収入確保などの解決策となる「6次産業化」を進め、雇用と地域の活性化を進めていく。